

TNR 活動に伴う手術チケット申請書

【手術チケット申請にあたる注意事項】

- *手術を施す猫は、飼い猫ではないこと。
- *手術後に家庭で飼育するなど、保護を目的としたものでないこと。
- *芦屋町内で捕まえた猫であること。
- *必ず元居た場所に戻すこと。

1. 実施団体名

※活動年数 年（ 年～）

代表者名

（住所）

連絡先 （電話番号）

活動人数 人 程度

2. 活動場所

現地の猫の頭数 約 匹 （うち不妊手術済 匹）

3. 手術チケット申請枚数 枚

4. 添付資料

- ・申請者の本人確認できるものの写し
（運転免許証やマイナンバーカードなど）
- ・捕獲場所の写真

5. その他

- ①手術希望月の前月の 1 日～5 日の間に町がどうぶつ基金に申請する必要があるため、手術希望月の前々月の 25 日（土日祝日の場合は前営業日）までにこの申請書を提出してください。
- ②多くの自治体や団体、個人の申し込みがあるため、申請通りのチケット枚数が配当されるとは限りません。その場合は、申請書の提出順にご案内します。
- ③手術日は、チケット配当後、協力病院へ申請者にて予約していただきます。
- ④手術させたい猫は、病院での手術日の前日までに申請者にて捕まえていただきます。（数に限りがありますが、町でも捕獲器の貸出しができます。）
- ⑤どうぶつ基金への報告のため、手術の可否、性別、堕胎の有無などについて、別紙報告書を町へ提出してください。
- ⑥猫は手術日の翌日以降に元の場所に戻してください。